



2025年12月22日

各位

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 井出 武美
(コード番号 3222 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 経営管理本部長 菅波 俊一
(電話番号 03-5577-3011)

マックスバリュ関東株式会社
代表取締役社長 平田 炎

株式会社ダイエー
代表取締役社長 西峠 泰男

イオンマーケット株式会社
代表取締役社長 乾 哲也

イオン株式会社
代表執行役社長 吉田 昭夫
(コード番号 8267 東証プライム)
問合せ先 執行役 財務・経営管理担当 江川 敬明
(電話番号 043-212-6042)

マックスバリュ関東㈱、㈱ダイエー及びイオンマーケット㈱による首都圏エリア戦略 推進のための経営統合に関する契約締結のお知らせ

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社（以下「U.S.M.H」といいます。）及びU.S.M.Hの完全子会社であるマックスバリュ関東株式会社（以下「MV 関東」といいます。）、並びに、イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）の完全子会社である株式会社ダイエー（以下「ダイエー」といいます。）、及びイオンマーケット株式会社（以下「イオンマーケット」といいます。）は、本日付の各社の取締役会決議により、MV 関東を吸収分割承継会社とし、ダイエーを吸収分割会社とするダイエーが関東で営むスーパーマーケット事業（以下「ダイエー関東事業」といいます。）をMV 関東に承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）、及びMV 関東を吸収合併存続会社とし、イオンマーケットを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）、並びに、本吸収分割及び本吸収合併の効力発生後に、U.S.M.Hを株式交換完全親会社とし、MV 関東を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といい、本吸収分割及び本吸収合併と総称して、以下「本取引」といいます。）を実施することを決定し、本日、MV 関東及びダイエー間の本吸収分割に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）、MV 関東及びイオンマーケット間の本吸収合併に係る吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」といいます。）、並びにU.S.M.H及びMV 関東間の本株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）をそれぞれ締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I 本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換について

1. 本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換の目的・背景

イオンは、「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」という基本理念に基づく経営を推進しております。お客さまのライフスタイルや購買行動の変化を背景に、業態を超えた競争はさらに激しさが増すと考えられる中で、ますます多様化する環境変化に対応し、お客さまへより豊かな暮らしと便利さをご提供し続け、「最も地域に貢献する企業」となることを目指しております。

U. S. M. H は、「お客さまの豊かで健康的な食生活に貢献し、地域の発展と繁栄を願い、地域に深く根ざし、常に革新と挑戦を続け、時代に適応する企業であり続ける」という基本理念のもと、マルエツ、カスミ、MV 関東による共同株式移転の方式により設立されました。志を同じくする首都圏の食品スーパーマーケット（以下「SM」といいます。）企業の参画を歓迎し、イオンの関東の SM 事業の中核として、売上高 1 兆円、1,000 店舗体制を構築することで首都圏ナンバーワンの SM 企業となることを目指しています。2024 年 11 月 30 日には、関東 1 都 3 県で事業を展開するいなげやが新しく仲間に加わり、現在、連結子会社 18 社及び関連会社 2 社で構成されています（以下「U. S. M. H グループ」といいます。）。現在、首都圏で 667 店舗の SM を運営しております。

MV 関東は、2009 年に設立され、「この街・お客さま・仲間たちの笑顔と元気を応援しつづけます」というコーポレートスローガンのもと、中期経営計画では、「おいしい・ありがとうがあふれる買物体験を創出する」をビジョンに掲げ、現在、首都圏で 30 店舗の SM を運営しております。

ダイエーは、1957 年に「主婦の店ダイエー薬局」として創業し、「よい品をどんどん安く、より豊かな社会を」を基本理念に流通革命の実現に多くの挑戦を行ってまいりました。2015 年にはイオングループの完全子会社として、事業領域を SM に集約し、日々の食シーンを彩る「価値ある独自商品」や、お買い物が増える「驚きと発見がある売場」の提案に加え、より便利な「お買い物体験」の提供を目指しています。現在、首都圏・近畿圏で計 194 店舗の SM を運営しております。

イオンマーケットは、1951 年に大丸食品工業株式会社として設立され、その後 2013 年にイオングループ入りを果たしました。経営理念を「先義後利（お客さま第一主義に徹し信頼を得れば、利益は後からついてくる）」と掲げ、地域における「食を通じておいしさと楽しさを安全・安心・健康に配慮して提供し続ける企業」の実現を目指しています。現在、首都圏で 35 店舗の SM を運営しております。

SM 業界においては、E コマース事業者、ディスカウントストア、ドラッグストアなど、他業種の食品取り扱いが増加する中で、競争のボーダレス化による競合環境の激しさが増しております。お客さまのニーズは、健康志向の高まり、低価格志向、ライフスタイルの多様化による即食・時短ニーズなど一段と進んでおります。店舗運営は、インフレによる原材料価格の高騰、賃金上昇、水光熱費の高騰などによるコスト増加へ対応が求められております。

このような環境認識の下、MV 関東、ダイエー、イオンマーケットは、2025 年 8 月 4 日付「(株)ダイエー、(株)光洋、マックスバリュ関東(株)、イオンマーケット(株)による首都圏及び近畿圏におけるエリア戦略推進によるシェア No. 1 実現のための、経営統合の協議開始に向けた基本合意書の締結について」において公表のとおり、2025 年 8 月 4 日付け基本合意書締結後、MV 関東、ダイエー、イオンマーケットは、統合準備委員会を立ち上げ、本件の経営統合に関する協議・検討を進めてまいりました。

また、具体的な協議・検討を開始するに際しては、本取引に係る U.S.M.H 及び MV 関東の意思決定に慎重を期し、また、U.S.M.H 及び MV 関東の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、U.S.M.H 及び MV 関東の取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、U.S.M.H の少数株主にとって不利益でないものでないかについて意見を取得することを目的として、2025 年 9 月 8 日にダイエー、イオンマーケット及びイオン並びに MV 関東及び U.S.M.H との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、詳細については、下記「3. 本吸収分割の割当株式数及び本吸収合併の合併比率並びに本株式交換の交換比率の根拠等」の「(4) 利益相反を回避するための措置」に記載のとおりです。）を設置し、併せて外部専門家を起用する等の具体的検討に向けた体制を整備いたしました。

上記を踏まえた協議・検討の結果、今後更なる競争激化が見込まれる首都圏において、スピード感をもってお客さまのニーズに応え続け、地域社会と共に持続可能な未来を築くためには、同じ首都圏で SM を運営するダイエー関東事業及びイオンマーケットの現有事業基盤、人財、経営資源を結集することが必要との考えに至りました。そこで、首都圏において SM を運営する U.S.M.H の完全子会社である MV 関東と、同地域で SM を運営する、イオンの完全子会社であるダイエー関東事業、及びイオンの完全子会社であるイオンマーケットとの経営統合を図り、U.S.M.H が総売上高 1 兆円超の SM 企業集団として成長を加速していくため、本日、ダイエー、イオンマーケット及び MV 関東は、MV 関東とダイエー間の本吸収分割契約及び MV 関東とイオンマーケット間の本吸収合併契約をそれぞれ締結するとともに、U.S.M.H 及び MV 関東は、本株式交換契約を締結いたしました。

本取引により、各社の持つ地域密着型の店舗網、顧客基盤等を統合することで、効率的な店舗運営と地域特性に合わせた柔軟なサービス提供体制を強化し、首都圏における「地域適応力」を飛躍的に向上させるとともに、肥沃な関東圏におけるドミナント戦略を一層強化し、お客さまへのきめ細やかなサービス提供や競争力の向上を通じた仕入原価の削減等を実現することで、グループ全体の経営効率化と利益増大を実現し、持続的な成長及び企業価値の向上を目指します。

2. 本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換の要旨

(1) 本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換の日程

取締役会決議日 (U.S.M.H、MV 関東、イオンマーケット及びダイエー)	2025 年 12 月 22 日
本吸収分割契約及び本吸収合併契約並びに本株式交換契約の締結日 (U.S.M.H、MV 関東、イオンマーケット及びダイエー)	2025 年 12 月 22 日
本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換の効力発生日 (但し、本株式交換は、本吸収分割及び本吸収合併の効力発生を停止条件として効力を生ずるものとします。)	2026 年 3 月 1 日 (予定)

※U.S.M.H においては、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに、本株式交換を行います。

(2) 本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換の方式

① 本吸収分割の方式

本吸収分割は、ダイエーを吸収分割会社とし、MV 関東を吸収分割承継会社とする吸収分割であり、当該吸収分割により、ダイエー関東事業をMV 関東が承継いたします。

なお、本吸収分割の対価を現金とする場合、U. S. M. H グループとして新たな資金調達をする必要が生じてしまい、既存事業への投資余力が削られる可能性があるとともに、本吸収分割及び本吸収合併の効力発生後の成長投資や事業運営に係る資金需要を見据えて手元現預金を確保しておく必要があること等を踏まえ、本吸収分割の対価としては、MV 関東の普通株式（以下「MV 関東株式」といいます。）を割り当てることといたします。一方で、U. S. M. H として、MV 関東との 100%親子会社の関係を解消することは想定しておらず、100%親子会社の関係を維持する必要があることから、本吸収分割の効力発生の直後に（本吸収分割の効力発生日と同日中に）、U. S. M. H を株式交換完全親会社とし、MV 関東を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することとしております。

また、本吸収分割の対価を定めるにあたり、下記「3. 本吸収分割の割当株式数及び本吸収合併の合併比率並びに本株式交換の交換比率の根拠等」の「(3) 公正性を担保するための措置」及び「(4) 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、公正性を担保し、利益相反を回避するための適切な措置を講じ、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護のための措置を講じる等、U. S. M. H の株主の皆様に対して十分な配慮をしております。

② 本吸収合併の方式

本吸収合併は、イオンマーケットを吸収合併消滅会社とし、MV 関東を吸収合併存続会社とする吸収合併であり、当該吸収合併により、イオンマーケットが営む事業をMV 関東が承継し、イオンマーケットは解散いたします。

なお、本吸収合併の対価を現金とする場合、U. S. M. H グループとして新たな資金調達をする必要が生じてしまい、既存事業への投資余力が削られる可能性があるとともに、本吸収分割及び本吸収合併の効力発生後の成長投資や事業運営に係る資金需要を見据えて手元現預金を確保しておく必要があること等を踏まえ、本吸収合併の対価としては、MV 関東株式を割り当てることといたします。一方で、U. S. M. H として、MV 関東との 100%親子会社の関係を解消することは想定しておらず、100%親子会社の関係を維持する必要があることから、本吸収合併の効力発生の直後に（本吸収合併の効力発生日と同日中に）、U. S. M. H を株式交換完全親会社とし、MV 関東を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することとしております。

また、本吸収合併の対価を定めるにあたり、下記「3. 本吸収分割の割当株式数及び本吸収合併の合併比率並びに本株式交換の交換比率の根拠等」の「(3) 公正性を担保するための措置」及び「(4) 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、公正性を担保し、利益相反を回避するための適切な措置を講じ、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護のための措置を講じる等、U. S. M. H の株主の皆様に対して十分な配慮をしております。

③ 本株式交換の方式

本株式交換は、U. S. M. H を株式交換完全親会社とし、MV 関東を株式交換完全子会社とする株式交換であり、これにより、U. S. M. H は、U. S. M. H の普通株式（以下「U. S. M. H 株式」といいます。）を対価として、本吸収分割及び本吸収合併によりイオンが直接又は間接に保有するに至った MV 関東株式を取得します。

(3) 本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換に係る割当ての内容

① 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割に際して、MV 関東よりダイエーに対して、MV 関東株式 13,385 株が交付される予定です（以下、本吸収分割の対価となる割当株式数を「本割当株式数」といいます。）。

② 本吸収合併に係る割当ての内容

	MV 関東 (吸収合併存続会社)	イオンマーケット (吸収合併消滅会社)
本吸収合併に係る 合併比率	1	0.000044
本吸収合併により 交付する株式数	MV 関東の普通株式：2,156 株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

イオンマーケットの普通株式（以下「イオンマーケット株式」といいます。）1株に対して、MV 関東株式 0.000044 株を割り当て交付いたします。なお、上表記載の本吸収合併に係る合併比率（以下「本合併比率」といいます。）は、本吸収合併に係る効力発生日までに、イオンマーケットが、イオンに対して負担する借入債務元本全額の返済をするためにイオンに対して合計 24,500,000 株の募集株式の発行等を行い、当該募集株式の発行等により払い込まれた金銭をもってイオンマーケットがイオンに対して負担する借入債務元本全額の弁済を行うこと（以下「本疑似 DES」といいます。）を前提としております。本疑似 DES において予定する募集株式の発行等に係る株式数に変更された場合、イオンマーケットにおいて株式併合又は株式分割その他算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、協議の上、変更することがあります。

(注2) 本吸収合併により交付する MV 関東株式の株式数

MV 関東は、本吸収合併に際して、本吸収合併が効力を生ずる時点の直前のイオンマーケットの株主名簿に記載又は記録されたイオンマーケットの株主に対して、その所有するイオンマーケット株式の合計数に対して、上表記載の合併比率に基づいて算出した MV 関東株式を割当交付いたします。なお、本合併比率は、イオンマーケットが本疑似 DES を行うことを前提としております。本疑似 DES において予定する募集株式の発行等に係る株式数に変更された場合、イオンマーケットにおいて株式併合又は株式分割その他算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、協議の上、変更することがあります。

③ 本株式交換に係る割当ての内容

	U. S. M. H (株式交換完全親会社)	MV 関東 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 交換比率	1	741.042
本株式交換により 交付する株式数	U. S. M. H の普通株式：11,516,533 株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

MV 関東株式 1 株に対して、U. S. M. H 株式 741. 042 株を割り当て交付いたします。但し、基準時（以下に定義します。以下同じです。）において U. S. M. H が保有する MV 関東株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上表記載の本株式交換に係る株式交換比率（以下「本交換比率」といいます。）は、本合併比率や本割当株式数に変更された場合その他算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する U. S. M. H 株式の株式数

U. S. M. H は、本株式交換に際して、本株式交換により U. S. M. H が MV 関東の発行済株式（但し、U. S. M. H が保有する MV 関東株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における MV 関東の株主（但し、U. S. M. H を除きます。）に対し、その保有する MV 関東に代えて、その保有する MV 関東株式の合計の数に 741. 042 を乗じて得た株式数の U. S. M. H 株式を交付いたします。なお、本交換比率は、本合併比率や本割当株式数に変更された場合その他算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、協議の上、変更することがあります。

但し、MV 関東は、本株式交換の効力発生日の前日までに自己株式が存在する場合には、保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を消却する予定です。したがって、本株式交換により交付する U. S. M. H 株式の数は、本株式交換の効力発生日の前日までの MV 関東による自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、U. S. M. H の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる MV 関東の株主の皆様については、U. S. M. H の定款及び株式取扱規則の定めるところにより、U. S. M. H 株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（100 株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項の規定及び U. S. M. H の定款の規定に基づき、U. S. M. H の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を U. S. M. H から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、U. S. M. H の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを U. S. M. H に対して請求することができる制度です。

(注4) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数の U. S. M. H 株式の交付を受けることとなる MV 関東の株主の皆様においては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する数の U. S. M. H 株式を U. S. M. H が売却し、かかる売却代金をその端数の割合に応じて MV 関東の株主の皆様へ交付いたします。

(4) 本吸収分割により承継する権利義務

MV 関東は、ダイエー関東事業に関する資産、負債、雇用契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務を本吸収分割契約に定める範囲において承継いたします。

なお、MV 関東がダイエーから承継する債務につきましては、免責的債務引受の方法によるものといたします。

(5) 本吸収分割の効力発生後の債務の履行の見込み

本吸収分割の効力発生以降における MV 関東及びダイエーが負担すべき債務については、履行の見込みに問題がないものと判断しております。

(6) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

MV 関東は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

3. 本吸収分割の割当株式数及び本吸収合併の合併比率並びに本株式交換の交換比率の根拠等

(1) 本吸収分割の割当株式数及び本吸収合併の合併比率並びに本株式交換の交換比率の内容の根拠及び理由

ダイエー、イオンマーケット及び両社の完全親会社であるイオン並びに MV 関東及び MV 関東の完全親会社である U. S. M. H は、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率の決定に当たって、公正性の担保及び利益相反を回避するための措置として、それぞれ別個に、ダイエー、イオンマーケット及びイオン並びに MV 関東及び U. S. M. H から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関として、ダイエー、イオンマーケット及びイオンは株式会社 KPMG FAS (以下「KPMG」といいます。) を、MV 関東及び U. S. M. H はみずほ証券株式会社 (以下「みずほ証券」といいます。) をそれぞれ選定し、また、ダイエー、イオンマーケット及びイオン並びに MV 関東及び U. S. M. H から独立した法務アドバイザーとして、ダイエー、イオンマーケット及びイオンは LM 虎ノ門南法律事務所を、MV 関東及び U. S. M. H は TMI 総合法律事務所をそれぞれ選定し、本格的な検討を開始いたしました。

ダイエー、イオンマーケット及びイオンにおいては、ダイエー、イオンマーケット及びイオンの第三者算定機関である KPMG から 2025 年 12 月 15 日付で取得した分割比率算定書、合併比率算定書及び株式交換比率算定書 (分割比率算定書、合併比率算定書、株式交換比率算定書を総称して、以下「KPMG 算定書」といいます。)、法務アドバイザーである LM 虎ノ門南法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討いたしました。その結果、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率は妥当であり、本取引はイオンの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、ダイエー、イオンマーケット及びイオンは、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率により本取引を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、MV 関東及び U. S. M. H においては、MV 関東及び U. S. M. H の第三者算定機関であるみずほ証券から 2025 年 12 月 19 日付で取得した割当株式数・合併比率・株式交換比率算定書 (以下「みずほ証券算定書」といいます。)、法務アドバイザーである TMI 総合法律事務所からの助言、MV 関東がダイエー及びイオンマーケットに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、並びにダイエー、イオンマーケット及びイオンとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される本特別委員会からの指示、助言及び 2025 年 12 月 22 日付で受領した答申書 (詳細については、下

記「3. 本吸収分割の割当株式数及び本吸収合併の合併比率並びに本株式交換の交換比率の根拠等」の「(4) 利益相反を回避するための措置」の「①U. S. M. H における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおりです。) の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率は妥当であり、本取引は U. S. M. H の少数株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、U. S. M. H 及び MV 関東は、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率により本取引を行うことが妥当であると判断いたしました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

ダイエー、イオンマーケット及びイオンの第三者算定機関である KPMG、並びに、MV 関東及び U. S. M. H の第三者算定機関であるみずほ証券は、いずれもダイエー、イオンマーケット及びイオン並びに MV 関東及び U. S. M. H から独立した算定機関であり、ダイエー、イオンマーケット及びイオン並びに MV 関東及び U. S. M. H の関連当事者には該当しません。

なお、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、イオンの株主たる地位を有しており、また、みずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」といいます。）は、U. S. M. H 及びイオンの株主たる地位も有しているほか、みずほ銀行は、U. S. M. H 及びイオンに対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等は生じておりますが、本取引に関して U. S. M. H 及びイオンとの利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。みずほ証券によれば、みずほ証券は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 36 条第 2 項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 70 条の 4 の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行及びみずほ信託銀行との間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、これらの措置により、みずほ証券のフィナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署は、本取引に関して利益相反に係る利害関係の影響を受けずに、みずほ銀行及びみずほ信託銀行の株主たる地位並びにみずほ銀行の貸付人の地位とは独立した立場で、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率に関する算定を行っているとのこと。U. S. M. H 及び MV 関東は、みずほ証券において適切な利益相反管理体制が構築され、かつ実施されていること、U. S. M. H 及び MV 関東とみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等に鑑み、第三者算定機関としての独立性が確保されていると判断しております。また、みずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、U. S. M. H 及び MV 関東は、同種の取引における一般的な実務慣行等及び本取引が不成立となった場合に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりみずほ証券を U. S. M. H 及び MV 関東のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定しました。

② 算定の概要

(i) KPMGによる算定

KPMGは、U. S. M. Hについて、U. S. M. Hが東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（2025年12月12日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値を基に分析しております。）を採用して算定を実施いたしました。また、ダイエー関東事業及びイオンマーケットについては、いずれについても比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による価値算定の類推が可能であることから類似企業比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を実施いたしました。また、KPMGは、MV関東について、比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による価値算定の類推が可能であることから類似企業比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を実施いたしました。

具体的には、市場株価平均法によるU. S. M. Hの株式価値算定においては、2025年12月12日を算定基準日として、U. S. M. H株式の東京証券取引所スタンダード市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均に基づき、株式価値算定を行いました。

また、類似企業比較法によるダイエー関東事業の事業価値算定及びイオンマーケットの株式価値算定においては、いずれについても主要事業であるSM事業と類似性があると判断される類似上場会社を選定した上で、EBITDA倍率を採用し、事業価値算定及び株式価値算定を行いました。

加えて、DCF法によるダイエー関東事業の事業価値算定及びイオンマーケットの株式価値算定においては、ダイエーが作成したダイエー関東事業に係る2026年2月期から2031年2月期までの事業計画及びイオンマーケットが作成した2026年2月期から2031年2月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、2026年2月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、事業価値算定及び株式価値算定を行いました。

なお、イオンマーケットの株式価値算定において採用した財務予測は、本吸収合併に先立ち、本疑似DESにより、債務超過を解消することを前提としております。

また、類似企業比較法によるMV関東の事業価値算定においては、いずれについても主要事業であるSM事業と類似性があると判断される類似上場会社を選定した上で、EBITDA倍率を採用し、事業価値算定及び株式価値算定を行いました。

加えて、DCF法によるMV関東の株式価値算定においては、MV関東が作成した2026年2月期から2031年2月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、2026年2月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、事業価値算定及び株式価値算定を行いました。

KPMGの本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率の算定は、算定基準日現在における金融、経済、市場、事業環境その他の状況等を前提とし、また当該日付現在でKPMGが入手している情報に依拠しております。KPMGは、KPMGが検討した公開情報及びKPMGに提供された財務、税務、会計に関する情報その他一切の情報等について、それらがいずれも正確かつ完全であることを前提としており、独自にその正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、KPMGは、分

析及び評価対象とした事業及び会社とそれらの関係会社等の資産又は負債（その他の偶発債務等を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定等を行っておらず、また、第三者機関への評価、鑑定又は査定等の依頼も行っておりません。KPMGは、各社の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。加えて、分析及び評価対象とした各社の財務予測その他将来に関する情報については、各社の経営陣により現時点で最善かつ最も合理的な予測と判断により作成されたこと、それらの予測に従って各社の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくかかる財務予測その他将来に関する情報に依拠しております。

(ii) みずほ証券による算定

みずほ証券は、U. S. M. H が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法（2025年12月19日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値を基に分析しております。）を採用して算定を実施いたしました。また、MV 関東、ダイエー関東事業及びイオンマーケットについては、いずれについても比較可能な類似企業が複数存在し、類似企業比較による価値算定の類推が可能であることから類似企業比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を実施いたしました。各評価方法における本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率の算定レンジはそれぞれ以下のとおりです。

<本割当株式数>

算定方法	評価レンジ
類似企業比較法	35,540～58,323
DCF法	4,460～20,402

<本合併比率>

算定方法	評価レンジ
類似企業比較法	0.000244～0.000379
DCF法	0.000052～0.000161

(注) 各評価方法によるMV 関東株式1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジとなります。

<本交換比率>

算定方法		評価レンジ
U. S. M. H	MV 関東	
市場株価基準法	類似企業比較法	213.371～308.418
	DCF法	552.765～992.839

(注) 各評価方法によるU. S. M. H 株式1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジとなります。

市場株価基準法による U. S. M. H の株式価値算定においては、2025 年 12 月 19 日を算定基準日として、U. S. M. H 株式の東京証券取引所スタンダード市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの過去 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の終値単純平均に基づき、株式価値算定を行いました。

また、類似企業比較法による MV 関東の株式価値算定、ダイエー関東事業の事業価値算定及びイオンマーケットの株式価値算定においては、いずれについても主要事業である SM 事業と類似性があると判断される類似上場会社を選定した上で、償却前営業利益（以下「EBITDA」といいます。）の倍率を用いて、事業価値算定及び株式価値算定を行いました。

加えて、DCF 法による MV 関東の株式価値算定、ダイエー関東事業の事業価値算定及びイオンマーケットの株式価値算定においては、MV 関東が作成した 2026 年 2 月期から 2031 年 2 月期までの事業計画、ダイエーが作成したダイエー関東事業に係る 2026 年 2 月期から 2031 年 2 月期までの事業計画及びイオンマーケットが作成した 2026 年 2 月期から 2031 年 2 月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、MV 関東及びイオンマーケットにおいては 2026 年 2 月期第 3 四半期以降、ダイエー関東事業においては 2026 年 2 月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、事業価値算定及び株式価値算定を行いました。

なお、みずほ証券が DCF 法による算定の前提とした MV 関東の財務予測には、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益については、収益性の悪化等が主因となり 2026 年 2 月期は前年度から大幅な減益、2027 年 2 月期以降は収益性の改善等が主因となり前年度から大幅な増益となることを見込んでおります。フリー・キャッシュ・フローについては、2026 年 2 月期は運転資本の減少が主因となり前年度から大幅な増加、2027 年 2 月期は設備投資の増加が主因となり大幅な減少、2028 年 2 月期以降は収益性の改善等が主因となり前年度から大幅な増加となることを見込んでおります。また、ダイエー関東事業の財務予測についても、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益については、2026 年 2 月期及び 2027 年 2 月期は収益性の改善等が主因となり前年度から大幅な増益となることを見込んでおります。フリー・キャッシュ・フローについては、2027 年 2 月期は設備投資の減少が主因となり前年度から大幅な増加、2029 年 2 月期以降は収益性の改善等が主因となり前年度から大幅な増加となることを見込んでおります。また、イオンマーケットの財務予想についても、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益については、収益性の悪化等が主因となり 2026 年 2 月期は前年度から大幅な減益、2027 年 2 月期から 2029 年 2 月期までは収益性の改善等が主因となり前年度から大幅な増益となることを見込んでおります。フリー・キャッシュ・フローについては、2026 年 2 月期は運転資本の減少が主因となり前年度から大幅な増加、2027 年 2 月期、2029 年 2 月期及び 2030 年 2 月期は設備投資の減少が主因となり前年度から大幅な増加、2028 年 2 月期及び 2031 年 2 月期は設備投資の増加が主因となり前年度から大幅な減少となることを見込んでおります。

みずほ証券は、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率の算定に際して、公開情報及びみずほ証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。MV 関東、ダイエー及びイオンマーケット並びにそれらの関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、MV 関東、ダイエー及びイ

オンマーケットから提供又は開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、MV 関東、ダイエー関東事業及びイオンマーケットの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、MV 関東、ダイエー及びイオンマーケットの経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。みずほ証券の本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率の算定は、2025年12月19日までにみずほ証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、みずほ証券の算定は、U.S.M.H及びMV 関東の取締役会が本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、イオンマーケットの株式価値算定において採用した財務予測は、本吸収合併に先立ち、本疑似DESにより、債務超過を解消することを前提としております。

(3) 公正性を担保するための措置

本取引は、それらの当事者であるダイエー、イオンマーケット及びMV 関東に関し、U.S.M.Hの完全子会社であるMV 関東とダイエー及びイオンマーケットの親会社がイオンであり、また、本取引の結果として、U.S.M.Hの親会社であるイオンがU.S.M.H株式を直接又は間接に取得することとなるため、その構造上、一般論として、イオンを通じて相互に利益相反が生じる可能性があることから、ダイエー、イオンマーケット及びイオン並びにMV 関東及びU.S.M.Hは、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ダイエー、イオンマーケット及びイオンは、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率の算定に当たって公正性を期すため、ダイエー、イオンマーケット及びイオン並びにMV 関東及びU.S.M.Hから独立した第三者算定機関であるKPMGを選定し、2025年12月15日付でKPMG算定書を取得いたしました（当該算定書の概要は、上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。）。

一方、MV 関東及びU.S.M.Hは、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率の算定に当たって公正性を期すため、ダイエー、イオンマーケット及びイオン並びにMV 関東及びU.S.M.Hから独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、2025年12月19日付で、みずほ証券算定書を取得いたしました（当該算定書の概要は、上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。）。

なお、各社は、いずれも各第三者算定機関から、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率がイオン及びU.S.M.Hの株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

ダイエー、イオンマーケット及びイオンは、本取引の法務アドバイザーとして、LM 虎ノ門南法律事務所を選任し、本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、LM 虎ノ門南法律事務所は、ダイエー、イオンマーケット及びイオン並びにMV 関東及びU.S.M.Hとの間で重要な利害関係を有しません。

一方、MV 関東及びU.S.M.Hは、本取引の法務アドバイザーとして、TMI 総合法律事務所を選任

し、本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、TMI 総合法律事務所は、ダイエー、イオンマーケット及びイオン並びに MV 関東及び U. S. M. H との間で重要な利害関係を有しません。

③ 独立した検討体制の構築

イオン、イオンマーケット及びダイエー並びに本取引の成否と特別な利害関係を有する U. S. M. H 及び MV 関東の役職員は、U. S. M. H 及び MV 関東における取締役会の審議及び決議に参加しない予定であり、また、イオン、イオンマーケット及びダイエーとの本取引の取引条件のに関する協議・交渉に、U. S. M. H 及び MV 関東の立場で関与しておりません。

(4) 利益相反を回避するための措置

本取引は、それらの当事者であるダイエー、イオンマーケット及び MV 関東に関し、U. S. M. H の完全子会社である MV 関東とダイエー及びイオンマーケットの親会社がイオンであり、また、本取引の結果として、U. S. M. H の親会社であるイオンが U. S. M. H 株式を直接又は間接に取得することとなるため、その構造上、一般論として、イオンを通じて相互に利益相反が生じる可能性があることから、ダイエー、イオンマーケット及びイオン並びに MV 関東及び U. S. M. H は、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

① U. S. M. H における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

U. S. M. H は、2025 年 9 月 8 日、本取引の実施に関する決定を行うに先立ち、本取引に係る U. S. M. H 及び MV 関東の意思決定に慎重を期し、また、U. S. M. H 及び MV 関東の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、U. S. M. H 及び MV 関東の取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、U. S. M. H の少数株主にとって不利益でないものでないかについて意見を取得することを目的として、いずれも、ダイエー、イオンマーケット及びイオン並びに MV 関東及び U. S. M. H との間で利害関係を有しない独立性を有し、U. S. M. H の社外取締役である鳥飼重和氏（独立役員・弁護士）、牧野直子氏（独立役員）及び岡本忍氏（独立役員・税理士）、並びに、U. S. M. H の社外監査役である三井聡氏（独立役員・公認会計士・税理士）の 4 名によって構成される本特別委員会を設置いたしました。なお、当初からこの 4 名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。

その上で、U. S. M. H は、本取引を検討するにあたって、本特別委員会に対し、(a)本取引の目的の合理性に関する事項、(b)本取引の取引条件の妥当性に関する事項、(c)本取引の手続の公正性に関する事項、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、U. S. M. H 及び MV 関東の取締役会が本取引の実施を決定することが U. S. M. H の少数株主に不利益か否か（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

なお、U. S. M. H は、本取引に関する意思決定に際して、本諮問事項に対する本特別委員会の意見を最大限尊重すること、本特別委員会は、U. S. M. H の費用負担の下、本取引に係る調査（本取引に係る U. S. M. H グループの役員若しくは従業員又は本取引に係る U. S. M. H 及び MV 関東のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを

含む。)を行うことができること、U.S.M.H及びMV 関東は、本取引の当事者として予定されている者との間における取引条件の協議・交渉について、適時に本特別委員会に報告・相談し、本特別委員会はこれに対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行うことができることを確認しております。また、本特別委員会は、U.S.M.H及びMV 関東の財務アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を、法務アドバイザーとして TMI 総合法律事務所をそれぞれ選任することにつき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、U.S.M.H及びMV 関東の財務アドバイザー及び第三者算定機関並びに法務アドバイザーとして承認しました。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年9月19日から2025年12月22日までの間に合計10回にわたって開催され、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。その上で、本特別委員会は、U.S.M.H及びMV 関東から、本取引の目的、本取引のメリット、デメリット、及び本取引によって実現することが見込まれるシナジーの具体的内容等について説明を受けるとともに、質疑応答を行いました。また、U.S.M.H及びMV 関東のリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、本取引に係る U.S.M.H 及び MV 関東の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本取引に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容について説明を受けるとともに、ダイエー関東事業及びイオンマーケットに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、U.S.M.H 及び MV 関東の依頼に基づき、ダイエー関東事業及びイオンマーケットに対する財務・税務デュー・ディリジェンスを実施した株式会社 AGS FAS 及び AGS 税理士法人から、ダイエー関東事業及びイオンマーケットに対する財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、U.S.M.H 及び MV 関東の財務アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券から、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。また、本特別委員会は、みずほ証券及び TMI 総合法律事務所の助言を受け、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示を行う等、ダイエー、イオンマーケット及びイオンとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、かかる経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本取引は、U.S.M.H の少数株主にとって不利益でないと認められる旨の答申書を、2025年12月22日付で、U.S.M.H の取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要については、下記「8. 支配株主との取引等に関する事項」の「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」をご参照ください。

② U.S.M.H 及び MV 関東における利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認及び利害関係を有する監査役を除く監査役全員の異議がない旨の意見

本日開催の U.S.M.H の取締役会には、U.S.M.H の取締役 7 名のうち、藤田元宏氏、井出武美氏及び岡田元也氏を除く 4 名全員が出席し、出席取締役全員の賛同により、MV 関東が本吸収分割契約及び本吸収合併契約並びに本株式交換契約を締結すること並びに U.S.M.H が本株式交換契約を締結することを承認する旨の決議をしております。また、上記の取締役会には、石本博文氏を除く

U. S. M. H の全ての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、藤田元宏氏はイオンの顧問及びダイエーの取締役を兼任しており、井出武美氏はイオンの執行役を兼任していること、岡田元也氏はイオンの取締役兼代表執行役会長を兼任していること、石本博文氏はイオンマーケットの監査役を兼任していることに鑑み、本取引に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、いずれも、U. S. M. H の取締役会における本取引に関する審議及び決議に参加しておらず、また、U. S. M. H の立場において、本取引に関するダイエー、イオンマーケット及びイオンとの協議・交渉にも参加しておりません。

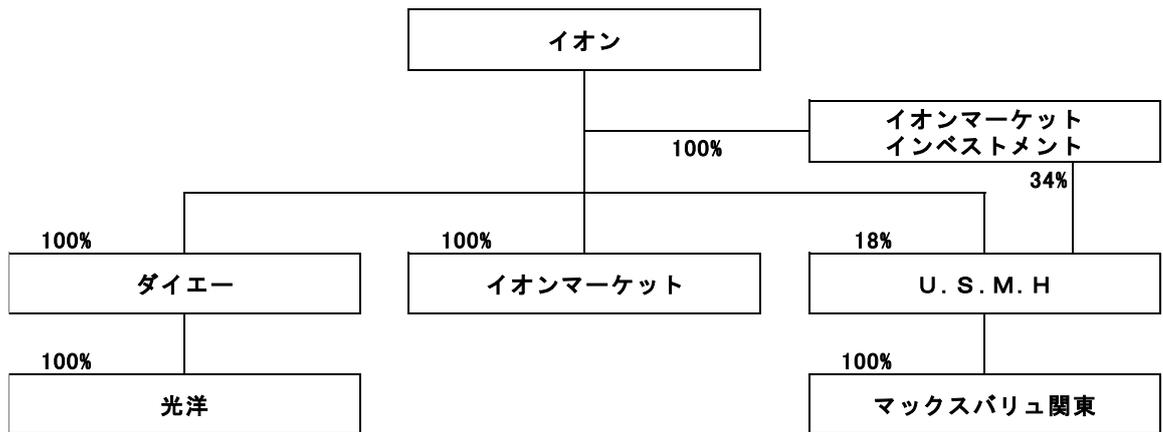
また、本日開催のMV 関東の取締役会には、MV 関東の取締役5名のうち、藤田元宏氏及び平田炎氏を除く3名全員が出席し、出席取締役全員の賛同により、本吸収分割契約及び本吸収合併契約並びに本株式交換契約を締結する旨の決議をしております。また、上記の取締役会には、MV 関東の全ての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、藤田元宏氏はイオンの顧問及びダイエーの取締役を兼任していること、平田炎氏は2025年5月までダイエーの取締役であったことに鑑み、本取引に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、いずれも、MV 関東の取締役会における本取引に関する審議及び決議に参加しておらず、また、MV 関東の立場において、本取引に関するダイエー、イオンマーケット及びイオンとの協議・交渉にも参加しておりません。

(5) 上場廃止となる見込み

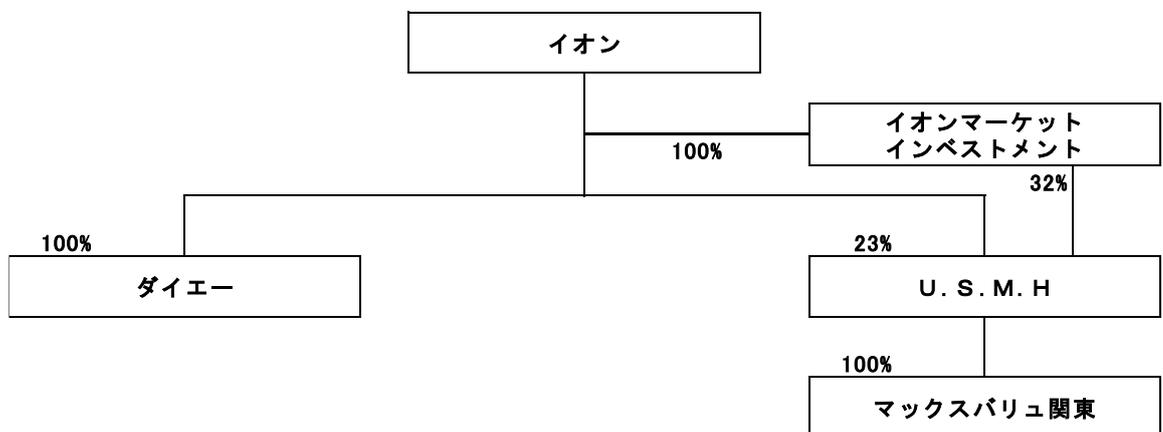
該当事項はありません。

4. 当事会社の資本関係図

再編前



再編後



5. 本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換の当事会社の概要

(1) イオン

① 名 称	イオン株式会社	
② 所 在 地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	
③ 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫	
④ 事業内容	小売、ディベロッパー、金融、サービス及びそれに関連する事業を営む会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理	
⑤ 資本金	220,007百万円(2025年2月28日現在)	
⑥ 設立年月日	1926年9月21日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2025年2月28日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13.82%
	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4.44%
	株式会社みずほ銀行	3.87%
	公益財団法人岡田文化財団	2.56%

	公益財団法人イオン環境財団	2.53%
	農林中央金庫	2.11%
	STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.58%
	イオン社員持株会	1.40%
	イオン共栄会 (野村證券口)	1.35%
	東京海上日動火災保険株式会社	1.17%

⑧ 当事会社間の関係

資 本 関 係	イオンは、U. S. M. H の 18.49%を保有しており、またイオンマーケットインベストメント株式会社(イオン100%保有)を通じてU. S. M. H の 34.44%を間接保有しており、合算すると議決権の 52.93%を保有しております。イオンは、ダイエーの 100%を保有しております。イオンは、イオンマーケットの 100%を保有しております。ダイエーは、光洋の 100%を保有しております。U. S. M. H は、MV 関東の 100%を保有しております。
人 的 関 係	U. S. M. H においては、代表取締役社長 井出武美氏がイオンの執行役 SM 担当を兼務し、イオンの取締役兼代表執行役会長 岡田元也氏が取締役相談役に就任しております。ダイエーにおいては、イオンの取締役兼代表執行役会長 岡田元也氏が取締役相談役に就任しております。
取 引 関 係	U. S. M. H、ダイエー、イオンマーケット、MV 関東においては、イオングループから商品の仕入取引等があります。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	イオンは U. S. M. H の親会社に該当します。イオンはダイエーの親会社に該当します。イオンはイオンマーケットの親会社に該当します。イオンは MV 関東の親会社に該当します。

⑨ 最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態

決 算 期	2023年2月期	2024年2月期	2025年2月期
純 資 産	1,970,232 百万円	2,087,201 百万円	2,135,271 百万円
総 資 産	12,341,523 百万円	12,940,869 百万円	13,833,319 百万円
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,161.12 円	1,231.59 円	1,234.94 円
売 上 高	7,961,711 百万円	8,337,277 百万円	8,829,564 百万円
営 業 利 益	209,783 百万円	250,822 百万円	237,747 百万円
経 常 利 益	203,665 百万円	237,479 百万円	224,223 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	21,381 百万円	44,692 百万円	28,783 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	25.11 円	52.25 円	33.58 円
1 株 当 たり 配 当 額	36 円	36 円	40 円

(2) U. S. M. H (株式交換完全親会社)

① 名 称	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社
② 所 在 地	東京都千代田区神田相生町1番地
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 井出 武美
④ 事 業 内 容	スーパーマーケット事業及びその支援事業等
⑤ 資 本 金	10,000 百万円 (2025年2月28日現在)

⑥ 設 立 年 月 日	2015年3月2日		
⑦ 大株主及び持株比率 (2025年2月28日 現在)	イオンマーケットインベストメント(株)		34.34%
	イオン(株)		18.44%
	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)		4.74%
	U. S. M. H グループ取引先持株会		1.49%
	公益財団法人神林留学生奨学会		1.17%
	三菱食品(株)		0.88%
	国分グループ本社(株)		0.87%
	(株)日本アクセス		0.78%
	(株)日本カストディ銀行 (信託口)		0.76%
	U. S. M. H 従業員持株会		0.65%
⑧ 最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態			
決 算 期	2023年2月期	2024年2月期	2025年2月期
純 資 産	150,022 百万円	150,250 百万円	203,328 百万円
総 資 産	278,729 百万円	285,505 百万円	382,604 百万円
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,167.15 円	1,168.73 円	1,038.62 円
売 上 高	691,981 百万円	690,498 百万円	793,986 百万円
営 業 利 益	6,384 百万円	6,907 百万円	5,978 百万円
経 常 利 益	6,536 百万円	6,929 百万円	6,142 百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,336 百万円	1,008 百万円	810 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	10.41 円	7.85 円	5.44 円
1 株 当 たり 配 当 額	18 円	16 円	16 円

(3) ダイエー、MV 関東、イオンマーケット

(2025年2月28日現在)

	ダイエー (吸収分割会社)	MV 関東 (吸収分割承継会社・吸 収合併存続会社・株式交 換完全子会社)	イオンマーケット (吸収合併消滅会社)
名称	株式会社ダイエー	マックスバリュ 関東株 式会社	イオンマーケット株式会 社
本社所在地	兵庫県神戸市中央区港島 中町4丁目1番1号	東京都江東区亀戸5丁目 30番地3	東京都杉並区阿佐谷南1 丁目32番10号
代表者の役職・ 氏名	代表取締役社長 西嶋 泰男	代表取締役社長 平田 炎	代表取締役社長 乾 哲也
事業内容	スーパーマーケット事業	スーパーマーケット事業	スーパーマーケット事業
資本金	1億円	1億円	1億円
設立年月日	1957年4月10日	2009年12月4日	1951年4月5日
発行済株式総数	6億9391万7719株	1万株	2450万株
決算期	2月末	2月末	2月末

大株主 (持株比率)	イオン (100%)	U. S. M. H (100%)	イオン (100%)
営業収益	3,111 億円	447 億円	448 億円
従業員数	1,861 人 (9,114 人)	319 人 (1,385 人)	364 人 (1,114 人)
店舗数	198 店	30 店	35 店

(注) 従業員数は、就業人員数を表示しております。(外、平均臨時雇用者数)

6. 会計処理の概要

本吸収分割及び本吸収合併は、イオンにおいて、MV 関東、ダイエー及びイオンマーケットのそれぞれについて、イオンが最終親会社であることから、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

また、本株式交換は、イオンにおいて、U. S. M. H 及び MV 関東のそれぞれについて、イオンが最終親会社であることから、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

7. 今後の見通し

本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換が MV 関東及び U. S. M. H 与える影響等は現時点で確定しておりません。今後、業績予想修正の必要性及びその他公表すべき事項等が生じた場合には速やかに開示いたします。

8. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

U. S. M. H 及び MV 関東並びにダイエー及びイオンマーケットは、ともにイオンの子会社であることから、本取引は、U. S. M. H にとって支配株主との取引等に該当いたします。

U. S. M. H が 2025 年 5 月 29 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書においては「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社グループは、親会社であるイオン株式会社及び、同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成する企業グループに属しており、当社グループ各社は商品仕入等について親会社と取引を行っておりますが、当該親会社との取引は、第三者との取引同様、公正に行っており、親会社との取引が少数株主の利益を害することがないように努めております。今後も、親会社の影響を受けず、親会社に有利な取引、投資、事業展開を行うことなく、少数株主の保護上問題のない体制を構築してまいります。」と記載しております。

この点、U. S. M. H 及び MV 関東は、本取引を検討するに当たり、上記「3. 本吸収分割の割当株式数及び本吸収合併の合併比率並びに本株式交換の交換比率の根拠等」の「(3) 公正性を担保するための措置」及び「(4) 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための各措置を講じており、かかる対応はコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本取引は、U. S. M. H にとって支配株主との取引等に該当することから、U. S. M. H 及びMV 関東は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であるとそれぞれ判断し、各社の取締役会において、本取引に関する諸条件について慎重に協議・検討をし、さらに、上記「3. 本吸収分割の割当株式数及び本吸収合併の合併比率並びに本株式交換の交換比率の根拠等」の「(3) 公正性を担保するための措置」及び「(4) 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

U. S. M. H は、上記「3. 本吸収分割の割当株式数及び本吸収合併の合併比率並びに本株式交換の交換比率の根拠等」の「(4) 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本特別委員会を設置して、本諮問事項について諮問いたしました。

その結果、本特別委員会から、2025年12月22日付で、大要以下のとおり答申書を受領しました。

① 答申内容

- (A) 本取引の目的は合理的である。
- (B) 本取引の取引条件は妥当である。
- (C) 本取引の手続は公正である。
- (D) 上記 (A) 乃至(D)を踏まえ、U. S. M. H 及びMV 関東の取締役会が本取引の実施を決定することは、U. S. M. H の少数株主にとって不利益ではない。

② 答申理由

(A) 本取引の目的の合理性に関する事項について

本特別委員会は、上記「1. 本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換の目的・背景」に記載の具体的な内容及びこれらを踏まえた企業価値向上の可能性等の合理性を検証した。具体的には、MV 関東が、U. S. M. H の完全子会社である状態を維持することを前提として、イオンマーケットを吸収合併するとともに、ダイエーのダイエー関東事業を吸収分割により承継することで、首都圏におけるドミナント戦略を一層強化し、お客さまへのきめ細やかなサービス提供や競争力の向上を通じた仕入原価の削減等を実現することができると期待されるという点や本取引によるデメリットとして重大なものは認められない点について、本特別委員会において、イオン及びU. S. M. H に対し質疑応答を実施し、その回答について確認し、審議した。その結果として、イオン及びU. S. M. H の説明及び回答には具体性があり、かつ、特段不合理な点は認められないと判断した。

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において慎重に協議及び検討した結果、本取引は企業価値の向上に合理的に資するものと認められ、本取引の目的は合理的であると判断するに至った。

(B) 本取引の取引条件の妥当性に関する事項について

以下のような点を踏まえ、本特別委員会において慎重に協議及び検討した結果、本取引に係る取引条件が株主共同の利益ができる限り確保された条件であり、当該取引条件は妥当であると判断するに至った。

(a) 考え方

本吸収合併は、MV 関東株式を対価として、U. S. M. H の完全子会社である MV 関東が、イオンの完全子会社であるイオンマーケットの間において行う吸収合併、本吸収分割は、MV 関東株式を対価として、イオンの完全子会社であるダイエーの間におけるダイエー関東事業を MV 関東に承継する吸収分割、本株式交換は、U. S. M. H 株式を対価として、本吸収合併及び本吸収分割によりイオンが直接又は間接に取得した MV 関東株式を U. S. M. H が取得するために行う株式交換であるところ、これらを通じて、イオン以外の U. S. M. H の少数株主を保護する観点から、本取引を通じてイオンに直接又は間接に割り当てられる MV 関東株式の数・比率、ひいては U. S. M. H 株式の数・比率(すなわち、U. S. M. H の少数株主に生じる希薄化の程度)が不当に大きいものにならないように配慮する必要がある。

(b) みずほ証券による算定書

上記「3. 本吸収分割の割当株式数及び本吸収合併の合併比率並びに本株式交換の交換比率の根拠等」の「(2) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」の「(ii) みずほ証券による算定」に記載のとおり、本合併比率は、類似企業比較法及び DCF 法による算定結果のレンジを下回り、本割当株式数は、類似企業比較法による算定結果のレンジを下回るとともに DCF 法による算定結果のレンジの範囲内であり、本交換比率は、U. S. M. H 株式を市場株価基準法、MV 関東株式を DCF 法により評価した算定結果のレンジの範囲内である(なお、本交換比率は、U. S. M. H 株式を市場株価基準法、MV 関東株式を類似企業比較法により評価した算定レンジの上限を超えているものの、事業規模、収益力、成長性、事業リスク等について類似企業の値と相応に乖離がみられる場合もあるため、このことのみをもって直ちに取引条件の妥当性が否定されることにはならない。)

本特別委員会は、みずほ証券から各価値評価に用いられた算定方法及び評価手法の選択等について説明を受けるとともに、みずほ証券並びに U. S. M. H 及び MV 関東に対して評価手法の選択、イオンマーケット及びダイエー関東事業並びに MV 関東の事業計画に基づく財務予測、継続価値の算定方法の選択、割引率の算定根拠等に関する質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

(c) ダイエー関東事業及びイオンマーケットに対するデュー・ディリジェンスの実施

本特別委員会は、本取引に際して実施されたダイエー関東事業及びイオンマーケットに対するデュー・ディリジェンスの結果について報告を受け、その内容や取引条件への反映の方法について質疑応答を行った。そのうえで、本特別委員会は、U. S. M. H 及び MV 関東において、本取引の取引条件の検討に際して、デュー・ディリジェンスの結果につ

いて合理的に考慮していることを確認した。

(d) 交渉過程の手続の公正性

下記「(c)本取引の手続の公正性に関する事項について」のとおり、本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本取引の取引条件は、U. S. M. H 及び MV 関東がダイエー、イオンマーケット及びイオンとの間で度重なる交渉を行い、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

(e) 本取引の実施方法及び対価の種類等

本取引の手法として、MV 関東株式を割り当て交付する本吸収合併及び本吸収分割、及び、U. S. M. H 株式を割り当て交付する本株式交換が検討されている。

本吸収合併及び本吸収分割並びに本株式交換の対価を現金とする場合、U. S. M. H グループとして新たな資金調達をする必要が生じてしまい、既存事業への投資余力が削がれる可能性があるとともに、本吸収合併及び本吸収分割並びに本株式交換の効力発生後の成長投資や事業運営に係る資金需要を見据えて手元現預金を確保しておく必要があるため、MV 関東株式を対価とすることは不合理であると必ずしも言えない。一方で、U. S. M. H として、MV 関東との 100% 親子会社の関係を解消することは想定しておらず、100% 親子会社の関係を維持する必要があること等を踏まえ、MV 関東株式を対価とする本吸収合併及び本吸収分割の効力発生直後に（本吸収合併及び本吸収分割の効力発生日中に）、U. S. M. H 株式を対価とする本株式交換を行う方法によることが不合理であるとは必ずしも言えない。

以上の点を踏まえれば、本取引の実施方法や本取引の対価の種類について妥当性が認められる。

(C) 本取引の手続の公正性に関する事項について

U. S. M. H 及び MV 関東は、本取引についての U. S. M. H 及び MV 関東における検討過程の公正性及び透明性を担保するために、以下のような措置を採っていることが認められる。

以下のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程を含む本取引に係る手続は公正であると判断するに至った。

(a) U. S. M. H における独立した特別委員会の設置

U. S. M. H は、2025 年 9 月 8 日、本取引の実施に関する決定を行うに先立ち、本取引に係る U. S. M. H 及び MV 関東の意思決定に慎重を期し、また、U. S. M. H 及び MV 関東の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、U. S. M. H 及び MV 関東の取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、U. S. M. H の少数株主にとって不利益でないものでないかについて意見を取得することを目的として、本特別委員会を設置している。そして、本取引に関する意思決定に際して、本諮問事項に対する本特別委員会の意見を最大限尊重するとともに、本特別委員会は、U. S. M. H の費用負担の下、本取引に係る調査（本取引に関係する U. S. M. H グループの役員若しくは従業員又は本取引に係る U. S. M. H 及び MV 関東のアドバイザーに対

し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを含む。)を行うことができ、また、U.S.M.H及びMV 関東は、本取引の当事者として予定されている者との間における取引条件の協議・交渉について、適時に本特別委員会に報告・相談し、本特別委員会はこれに対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行うことができるものとされている。なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更されていない。

そして、本特別委員会は、みずほ証券及びTMI 総合法律事務所の助言を受け、本割当株式数、本合併比率及び本交換比率の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示を行う等、ダイエー、イオンマーケット及びイオンとの交渉過程に実質的に関与した。

(b) 独立した法律事務所からの助言の取得

U.S.M.H及びMV 関東は、本取引の法務アドバイザーとして、TMI 総合法律事務所を選任し、TMI 総合法律事務所より、本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けている。

なお、本特別委員会は、TMI 総合法律事務所の独立性及び専門性に問題が無いことを確認し、U.S.M.H及びMV 関東の法務アドバイザーとしてTMI 総合法律事務所を承認している。

(c) 独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの助言の取得

U.S.M.H及びMV 関東は、独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を選任し、みずほ証券から本取引に係る交渉等に関する専門的助言及び補助を受けている。

なお、本特別委員会は、みずほ証券の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、U.S.M.H及びMV 関東の財務アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を承認している。

(d) 独立した検討体制の構築

イオン、イオンマーケット及びダイエー並びに本取引の成否と特別な利害関係を有するU.S.M.H及びMV 関東の役職員は、U.S.M.H及びMV 関東における取締役会の審議及び決議に参加しない予定であり、また、イオン、イオンマーケット及びダイエーとの本取引の取引条件の関する協議・交渉に、U.S.M.H及びMV 関東の立場で関与していない。

(D) 上記を踏まえ、U.S.M.H及びMV 関東の取締役会が本取引の実施を決定することがU.S.M.Hの少数株主に不利益か否かについて

上記を踏まえ慎重に検討した結果、U.S.M.H及びMV 関東の取締役会が本取引の実施を決定することがU.S.M.Hの少数株主に不利益ではないと判断するに至った。

9. 本株式交換後の状況

① 名称	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社
② 所在地	東京都千代田区神田相生町1番地
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 井出 武美
④ 事業内容	スーパーマーケット事業及びその支援事業等
⑤ 資本金	現時点では確定していません。
⑥ 決算期	2月末
⑦ 純資産	現時点では確定していません。
⑧ 総資産	現時点では確定していません。

II U.S.M.Hにおける子会社の異動について

1. 異動の理由・異動の方法

本吸収分割及び本吸収合併の効力発生時点で、MV 関東はイオンの子会社となり、また、本株式交換の効力発生時点で、MV 関東は U.S.M.H の完全子会社となることから、U.S.M.H の子会社に異動が生じることが見込まれます。

2. 異動する子会社の概要

上記「I. 本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換について」の「5. 本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換の当事会社の概要」をご参照ください。

3. 異動前後における所有株式数及び議決権の所有割合

	所有株式数（議決権所有割合）		
	U.S.M.H	イオン	
		直接保有分	間接保有分
異動前	10,000 株 (100%)	0 株 (0%)	0 株 (0%)
本吸収分割及び本吸収合併による異動後	10,000 株 (39.15%)	2,156 株 (8.44%)	13,385 株 (52.41%)
本株式交換による異動後	25,541 株 (100%)	0 株 (0%)	0 株 (0%)

(注)「議決権所有割合」においては、本吸収分割及び本吸収合併により発行される予定の株式数を加えた発行済株式総数(25,541株)に係る議決権の数を分母として計算しております。なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動の日程

2026年3月1日(予定)

5. 今後の見通し

上記「I. 本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換について」の「7. 今後の見通し」をご参照ください。

6. 支配株主との取引等に関する事項

上記「I. 本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換について」の「8. 支配株主との取引等に関する事項」をご参照ください。

以上

本プレスリリースには、U. S. M. H、MV 関東、ダイエー及びイオンマーケットによる本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換の成否又はその時期及び結果（本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換によるシナジーの実現を含む）、並びに各社の業績に係る「将来予想に関する記述」に該当する情報が記載されています。本書類の記述のうち過去又は現在の事実に関するもの以外の記述は、かかる将来予想に関する記述に該当する可能性があります。これらの将来予想に関する記述は、現在入手している情報を前提とする各社の仮定及び判断等に基づくものであり、既知又は未知のリスク、不確実性等の要因を内在しております。これらの要因等により、将来予想に関する記述に明示的又は黙示的に示される各社又は各社のいずれか（又は本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換後の MV 関東）の将来における業績、経営結果、財務内容等に関し、本プレスリリースの内容と大幅に異なる結果をもたらす可能性があります。また、各社は、本プレスリリースの日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。

投資家の皆様におかれましては、今後の日本国内における公表において各社（又は本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換後の MV 関東やその完全親会社である U. S. M. H）の行う開示をご参照ください。

なお、上記のリスク、不確実性その他の要因の例としては、以下のものが挙げられますが、これらに限られるものではありません。

- （１）日本国内外の経済情勢。
- （２）借入金、社債等の金利の変動、その他金融市場の変動。
- （３）有価証券等の保有資産（年金資産を含む）価値の変動。
- （４）事業活動に係る法令その他規制（環境規制を含む）の変更。
- （５）災害、事故等に起因する事業活動の停止、制約等。
- （６）本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換に係る株主総会における承認を含む必要な手続が履
践されないこと、その他の理由により、本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換が実施でき
ないこと又は本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換の方法や内容等が変更されること。
- （７）本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換後の MV 関東や U. S. M. H においてシナジーの実現に
困難が伴い、又は実現できないこと。